

鳥取県告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年2月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県母子福祉資金貸付金（平成4年度貸付決定番号第A11539号、平成5年度貸付決定番号第A11553号及び平成7年度貸付決定番号第A11593号に係るものに限る。）及び鳥取県寡婦福祉資金貸付金（昭和54年度貸付決定番号第B20117号に係るものに限る。）

3 委託期間

平成23年1月17日から同年3月31日まで